

政令第 号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年六月一日とする。

理由

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。